

組合費規定に関する内規

広島大学教職員組合

第1条 組合費規定第1条第2項のただし書きに該当する週30時間未満勤務の者の組合費は、以下の計算式で算出した金額とする。

$500円 \times \text{週当たり契約時間} \div 30\text{時間}$ (100円未満の端数は切り捨て。ただし、計算した金額300円に満たない場合は300円とする。)

2 前項の適用において疑義が生じた場合は、書記長が決定する。

第2条 定年後にフルタイム再雇用者（再雇用職員就業規則の適用者）となった者の組合費は、月額500円とする。

第3条 組合費規定第1条第5項により組合費の減免申請があった場合は、当該減免申請の期間の組合費は以下のように扱う。

- (1) 広島大学から本給の支給がある場合は、当該本給額が減じられた割合に相当する組合費の減額を行なう。
- (2) 広島大学から本給の支給がない場合は、組合費を全額免除する。
- (3) 第1号の計算において組合費に100円未満の端数が生じた場合は、当該端数は切り捨てる。

第4条 前条に基づく組合費の額の算定は、書記局に一任する。

第5条 この内規の解釈に疑義が生じた場合は、執行委員会が決定する。

第6条 この内規の改廃は、執行委員会が行なう。

付則

1. この内規は2010年10月27日より施行する。
2. 改正 2012年11月28日 全条
3. 2012年11月28日の改正は改正した日より施行する。
4. 改正 2014年6月26日 第2条以下
5. 2014年6月26日の改正は2014年4月1日に遡って施行する。